

小水力等発電導入技術力向上地方研修

による農業水利施設の適切な維持管理を実現することを目的としている。

はじめに、佐藤副会長（県農林水産部農山村振興課長）が「この研修会は、先進地視察などを積極的に行い、タイムリーな内容を届けていきたいと思っている。県の小水力発電は平成22年から18ヶ所の可能性調査を行い、可能性の見込まれた8地区のうち2地区（にかほ市畠野地区と美郷町六郷東根地区）については平成28年4月から発電開始の運びになる。来年度も10ヶ所の調査を予定しており、1つでも事業化に繋がっていくように推進していきたい」と挨拶を行い、4名の講義が行われた。内容は以下の通り。

■ 「水利権の基本事項」 本会管理情報部：福岡主任

- POINT**▶①河川から取水する場合は必ず河川法の許可を得なければならない
 ②水利権は先に取得した者が排他的・継続的に使用出来る
 ③河川等級で管理者が異なるため、要確認
 ④許可申請には流量の把握が必要

■ 「発電についての水利権」 同：富岡技師

- POINT**▶先進地研修の事例：「百村第二発電所」（栃木県那須塩原市）
 落差が小さい所でも連続した水車の設置やその種類によって発電や壳電が可能である

■ 「施設の運営維持管理」 県由利地域振興局農林部：西方副主幹

- POINT**▶①小水力発電設備で出力が20kW未満の場合は「一般用工作物」にあたり、電気事業法における手続きが不要
 ②保安業務は土地連職員の維持管理でも良い
 ③西目発電所で行われている小水力発電の事例
 小水力発電の導入(年平均2,563,156kwh発電)による壳電収入で賦課金を軽減

■ 「小水力発電の設置から運営の事例紹介」 アジア航測株式会社事業推進本部：佐口室長

- POINT**▶①フランシス水車が約7割のシェア（落差10～300mの高低差が必要）
 ②水車の種類は、設置する場所や高低差に応じて適したものを見計画すること
 次回（第4回）は1月14日に秋田市「エリアなかいち」にて鶴岡工業高等専門学校の丹名誉教授を講師に迎え、「マイクロ小水力について」等の講義を予定。



組織名	関係土地改良区名	土地改良区数	備考
協和地区土地改良区統合整備推進協議会	協和小種・協和	2	・H26.9.26協議会設立 ・統合整備計画書作成中（新設合併）
秋田東部岩見川水系地区土地改良区統合整備協議会	仁井田堰、河辺、芝野堰	3	・H26.10.29協議会設立 ・統合整備計画書作成中（新設合併）
平鹿平野土地改良区統合整備推進協議会	雄物川筋、十文字町、沼館、平鹿町、おものがわ、阿気、宮田	7	・H27.1.15協議会設立 ・H28.4.1合併認可予定（秋田県雄物川筋に吸収合併）
男鹿市東部地区土地改良区統合整備研究会	若美、男鹿東部、福川、払戸、八郎潟西部干拓地区	5	・課題を克服しながら合併のスケールメリットを模索
秋田市雄物川流域土地改良区統合整備研究会	豊岩中央、豊岩小山、雄和中央、左手子、雄和	5	・各土地改良区の実態を調査
大館市土地改良区統合整備研究会	二井田真中、大館市、十二所、南、比内町	5	・H26.12.18研究会設立

水土里ネットの皆様方からいただく運営上の相談のうち、最も多い相談は組合員の相続に関するものです。ただ、土地改良区の役職員が相続人調査のため役所で戸籍謄本を請求しても、役所の認識不足のためか、交付を拒否されることがあるようです。また、役所から戸籍謄本の交付を受けた場合でも、調査が不十分であるため追加で謄本の取り寄せをお願いすることもあります。

そこで、今月号では「相続人調査の仕方」をお伝えしたいと思います。

相続調査の仕方

1. 戸籍謄本の取り寄せ



組合員さんの相続人を調査するには、組合員さんやその父などの戸籍謄本を取り寄せが必要です。

土地改良区の役職員は、市町村の事務所に対し、その土地改良区が行う事業に関して必要な簿書について、無償で、簿書の謄本の交付などを求めることができます（土地改良法第118条第6項）。従って、土地改良区の事業のため、役職員が戸籍謄本の請求を行った場合、役所の職員は謄本の交付を拒否できません。発行手数料を支払うことなく、謄本の交付を受けることが出来ます。

郵便による取り寄せも可能ですが、切手を貼り「切手不足分着払い」と記載した返信用封筒を同封して、役所に送付してください。

戸籍謄本の請求を行うための請求書については定まった書式があるわけではありませんが、平成17年に当会が配布した「すぐ使える様式集」に書式がありますし、また、相続調査を行い易くするため、一度の請求で複数の戸籍謄本等を交付していただけの書式を開発しております。総務企画部の加藤（電話：018-888-2742、メール：sidou@akidoren.com）までご連絡ください。

2. 戸籍謄本の種類



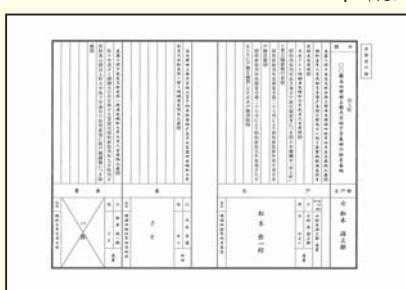
戸籍の謄本といつても、いろいろ種類があります。

まず、戸籍簿の写しに、「戸籍の原本と相違ない」などの市町村長の認証文を付けたものが戸籍謄本です。

ただし、現在の戸籍は電子データとして管理されていることがほとんどで、そのデータをプリントアウトしたものに「戸籍に記録されている事項の全部を証明した書面である」などの市町村長の認証文を付けた戸籍事項証明書を慣用的に戸籍謄本と呼んでいます。

また、戸籍に掲載されている人全員が、死亡や結婚などによって除籍された場合、その戸籍は戸籍簿から除籍簿に移されます。除籍簿に移された戸籍の写しに市町村長の認証文を付けたものを除籍謄本といいます。

なお、戸籍は、様式の変更などの理由により、たびたび作り替えられてきました。その作り替えられる前の戸籍を改製原戸籍といい、この写しに市町村長の認証文を付けたものを改製原戸籍謄本（かいせいはらこせきとうほん）、略して原戸籍謄本（はらこせきとうほん）といいます。



相続人を調査する場合には、通常、組合員さんが生きてから死亡するまでの戸籍全てを取り寄せる必要があり、組合員さんの父が戸籍の筆頭者となっている戸籍謄本又は除籍謄本のほか、原戸籍謄本数通、並びに組合員さんが筆頭者となっている各種謄本が必要となることが多いです。※なお、戸籍は土地改良事業の遂行に必要な範囲でしか取得してはいけません。土地改良事業の目的以外で戸籍等を取り寄せた場合には、戸籍法上罰せられることがあります。また、取得した戸籍謄本等の管理は慎重を期しましょう。

次回（3月号）は、「法定相続人と相続分」について、お知らせしたいと思います。

平成26年秋の叙勲 受章者発表

去る11月3日、平成26年秋の叙勲受章者が発表され、本会の関係者として次の方が受章されました。金理事長は、長年にわたり土地改良区理事長として、農業農村整備事業の推進や土地改良区運営に尽力され、広く地域農業の振興と発展に貢献していることが認められての受章となりました。誠におめでとうございます。

土地改良事業功労



◆旭日単光章

金 慶一 (秋田市)

・河辺土地改良区理事長

農業農村整備フェアに4500人が来場



▲多くの方にお答え頂いたアンケート



▲大盛況だった小水力発電模型

10月30日～11月5日、男鹿市総合体育館を主会場として第137回秋田県種苗交換会が行われ、国、県、秋田花まるG・T推進協議会と共に参考展示「農業農村整備フェア」を開催しました。期間中、一般県民はもちろん、遠くは三重県や島根県の団体の方々など約4500人が訪れ、NN事業に関するパネルや、かんがい排水等の模型、農山村魅力発見スタンプラリー等に触れ、農業農村への理解を深めていました。中でも、本会が提供した「小水力発電模型」は、漬物入れのふたや自転車のダイナモなど、身近なもので制作することで水車が回転し、電球が発光する過程を説明すると、多くの来場者が足を止めていました。学校の実習で訪れた子どもたちは、「この水の力だけで電池4本分にもなるの？」と驚いた様子でした。

また、アンケート・相談コーナーでは、訪れた家族づれや団体の方など、約2000人からの回答を得ました。「他のイベントでもこういった催しを開催して欲しい」や「これからも秋田の農業を守つて下さい」などといったコメントも頂き、今後も積極的に一般県民の方々に情報発信を行って行きたいと思いました。

平成26年度 受賞

農業農村整備優良地区コンクール全土連会長賞 21世紀土地改良区創造運動大賞

12月19日に全土連会議室で平成26年度の選考審査会及び中央選考委員会が行われ、下記の改良区の受賞が決定しました。尚、表彰式は3月下旬に開催される全土連総会で行われる予定です。

農業農村整備優良地区コンクール

- ◇全土連会長賞受賞地区 農業生産基盤整備部門
- ◇秋田県常盤本郷地区（能代市東土地改良区）

21世紀土地改良区創造運動表彰

- ◇21創造運動大賞「自然探索コーディネーター」
- ◇水土里ネット南旭川（秋田県南旭川水系土地改良区）

連
合
会
日
誌

11月7日	第7回秋田県土地改良区統合整備検討委員会	秋田市
11月11日	第4回監事會及び中間監査	本会「第1会議室」
11月23日	大潟村創立50周年記念式典並びに祝賀会	大潟村
11月28日	全国土地改良施設管理事業推進協議会第18回通常総会	東京都
12月12日	平成26年度秋田県農地・水・環境保全向上対策地域協議会臨時総会	秋田市
12月16日	平成26年度換地計画事務研修	秋田市
12月19日	第4回理事会・第3回役員会	本会「第1会議室」
12月22日	秋田県農業再生協議会臨時総会	秋田市
1月14日	第4回小水力等発電導入技術力向上地方研修	秋田市
..... 今後の行事予定		
1月23日	秋田県土地改良事業団体職員会役員会	秋田市
1月29日	2014語り部交流会inあきた	秋田市
1月30日	秋田県農地集団化推進協議会理事会	秋田市
3月13日	秋田県土地改良事業団体連合会第57回通常総会	秋田市
3月25日	全国土地改良事業団体連合会第57回通常総会	東京都

— 土地改良区会計システムの運用について —

本会では、平成24年度に「会計システム」、平成25年度に「賦課システム」を制作し、平成26年度より本格的な運用を開始しています。「会計システム」の利用会員数は、現在56団体（複式7団体、単式49団体）。「賦課システム」は、29団体について移行処理が完了し、そのうち16団体が運用を行っております。

土地改良区の事務処理における簡素化・迅速化、および複式簿記会計へのスムーズな移行をサポートいたしますので、是非ご連絡下さい（総務企画班：鶴田）。

平成26年度 会計・賦課システム 利用負担金の請求について

1. 会計システム「ミラウド」の基本利用負担金

単式会計 年額 75,000円
複式会計 年額 150,000円

※ただし、合併予定土地改良区等については合併後を1団体とみなした利用負担金の適用等、上記によらない場合があります。

2. 賦課システム「ミラウド」の利用負担金（平成26年度については無料）

関係面積(ha)		年額利用料金(円)
以上	未満	
0	500	25,000
501	1,000	45,000
1,001	3,000	65,000
3,001	5,000	85,000
5,001	10,000	105,000
10,001	15,000	125,000
15,001	20,000	145,000
20,001	25,000	165,000
25,001	30,000	185,000

上記1および2の合算額が会計・賦課システム「ミラウド」の利用負担金となります。

関係面積490haの土地改良区が単式会計でご利用する場合、75,000円+25,000円=100,000円（年額）となります。
※利用負担金にはソフト代金や保守料、サポート等の一切が含まれております。



※秋田市総社神社の特大絵馬

明けましておめでとうございます。昨年は、消費税が8%に上がったり、米価が下落したり、景気回復とはいうものの、地に足を付け暮らしている者にとっては実感のない1年でした。個人的にも一緒に班だった調査役が亡くなってしまい、「まだ認めてもらってなかったのにな～」と机を見る度思い出します。それでも、ひたむきに前を向き、努力していくことで、少しでも「幸せ」に近づいて行くのではと、今年も1年張り切って行きたいと思います。本年も、水土里ネット秋田をよろしくお願い致します。（総務企画班◇寺山）